

2005年10月14日

埼玉県知事 上田 清司 様  
埼玉県教育長 稲葉 喜徳 様

埼玉県学童保育連絡協議会会長 薄井 俊二

## 2006年度県予算等に関する要望書

県知事、県教育長、並びに担当各部局の皆様には、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

働く女性が増え続け、一方で子どもたちをめぐる地域環境が悪化している中で、学童保育に対する需要と期待はますます高まっています。

埼玉県は昨年3月、全国に先駆けて、学童保育（放課後児童クラブ）の保育内容と施設等の条件についての埼玉版の最低基準とも言える「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。今年度からは、次世代育成支援対策推進法に基づく「埼玉県子育て応援行動計画・埼玉県子育てコバトンプラン」がスタートしました。私たちは、「コバトンプラン」の基本理念「子どもを安心して生み、育てることができ、子どもがいる幸せを誰もが実感できる社会づくり」の達成の一翼を担うべく、努力を進めたいと考えています。

私たちは、共働き・母子父子家庭など学童保育を必要とするすべての保護者が、安心して子どもを託すことができる学童保育が居住する地域・学区に設置されること、そしてその学童保育においては、子どもたち1人ひとりが放課後（夏休みなどには朝から一日）、居場所と実感できる生活の場が保障されることを願って、よりよい学童保育づくりに努力してきました。

しかし県内の学童保育は、まだまだたくさんの課題・問題を抱えています。

学区に学童保育のない小学校がある（小学校836校中、学童保育数779ヶ所、93.2%。学童保育の箇所数は弊協議会調べ）

生活の場にふさわしい施設・設備となっていない学童保育が多数ある、特に最近では、1施設当たりの児童数が急増する「大規模化」が目立っている

子どもの生命と生活を守り親たちの生活を支援する指導員に対して安定した雇用・労働条件が整えられていない

必要にも関わらず入所できない児童（障害児、高学年）がいる

大多数の民間（共同）学童保育が厳しい財政運営を余儀なくされている 等等。

本県は、私たちの願いに応えて、国の法制化に大きく先立つ1973年、常勤に値する指

導員2名を配置する単独施策を誕生させ、市町村に対して学童保育づくりを促してきました。以降、障害児施策、障害児学童保育施策（養護学校放課後対策事業）など新たな需要に対応する施策を発足させるなど一貫して学童保育充実のために努力してきました。1997年の法制化は、こうした本県を始めとした自治体の動きに国がやっと追いついたものと言えます。そして、昨年3月の「放課後児童クラブ運営基準」策定の作業もまた、全国的に注目されるとりくみでした。

学童保育“先進県”である本県が、上記の課題・問題の解決のために、実施主体である市町村とも協力して、学童保育事業の発展に努力されることを強く希望するものです。

以上の趣旨をご理解いただき、2006年度県予算編成において下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

記

■ 埼玉県は、昨年3月、学童保育の最低基準と言える「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。「運営基準」の内容が実現できるように、県の学童保育施策（放課後児童健全育成事業）を下記の点で改善を図って下さい。

1. 学童保育（放課後児童健全育成事業）予算について、
  - (1) 学童保育はまだ増え続けています。対象数の増加を確実に盛り込んでください。
  - (2) 「運営基準」は、指導員体制について、「指導員の仕事と役割から、運営形態に関わらず常勤指導員を複数配置することが望ましい」と明記しています。指導員の安定した労働条件が確保できるよう、また、常勤形態の指導員常時複数体制を確保できるように、1ヶ所あたりの補助基準額を増額してください。
  - (3) 民間と比べて低くなっている公営の補助基準額を民間並みに改善して下さい。
2. 要望のあるすべての市町村・小学校区に学童保育がつけられるようにするために、下記の施策を講じてください。
  - (1) 学童保育を単独で建てる場合の「児童厚生施設等整備費」を活用できるように予算化を図るなどして下さい。
  - (2) 同時に、余裕教室を学童保育施設として活用を促すため、及び障害児受入のために既存施設を改修するため、「保育環境改善等事業費」を活用できるようにして下さい。
  - (3) 民間施設借用の学童保育への家賃補助を予算化して下さい。
  - (4) 県教育局として学校施設等を学童保育の専用施設（室）として活用できるように、文部省教育助成局長通知などにもとづいて、市町村教育委員会に対して積極的な指導を行ってください。

3. 指導員の研修の機会を保障するために、「放課後児童指導員研修会（学童保育指導員学校）」を引き続き県学童保育連絡協議会と共催で実施し、内容もさらに充実させて

ください。

4. 大人数の学童保育が増え、児童の生活に支障を来しています。「運営基準」は、「集団活動を指導できる規模は、40人を限度とする。41人以上を越えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとることが必要である」と明記しています。

(1) 「複数の集団活動ができる体制を」とった場合、それぞれに補助金が支出できるように補助要件を明確化してください。

(2) 学童保育施設を適正規模で分離・独立を進めるように、市町村に対してはたらきかけてください。

5. 障害のある児童の受け入れをさらに進めるために、

(1) 指導員人件費補助について、国庫補助基準額(1,686,000円)が支出できるように改善してください。

(2) 県施策が改善されて障害児1人に担当指導員1人を加配できるようになりました。

しかし、「障害児6人以上で指導員2人の加配」については現状のままでした。最低、「障害児4人以上で指導員2人の加配」に改善して下さい。

(3) 障害児を学童保育へ送迎を支援する制度を整備してください。ないし、既存の制度が利用しやすくなるように支援して下さい。

6. 学童保育が加入する賠償責任保険の保険料に対しての補助を、障害児のいる学童保育に限らず実施してください。

■ 障害児学童保育事業(養護学校放課後児童対策事業)を以下の点で改善を図ってください。

1. 箇所数増、児童数増を確実に見込んで予算化を図って下さい。

2. 指導員の人件費基準単価(現在、1,515,000円)を改善してください。

3. 障害児数に対する指導員の配置基準を実態に見合った形で改善を図ってください。

具体的には、

(1) 現在、「その他」の児童6人に指導員1人を、児童3人に指導員1人に改善して下さい。

(2) 常時、指導員の介助を必要としている児童( )については児童1人対指導員1人として下さい。

注 常時、指導員の介助を必要としている児童とは、例えば、知的障害と身体的障害が重複している児童、肢体不自由の児童、重いてんかんを負っている児童、多動の児童等を想定しています。

4. 指導員の健康診断費を予算化して下さい。

5. 人件費以外の運営費に対する補助を新設して下さい。

6. 現在、施設・設備は一部の学童保育を除いて基本的に保護者の負担となっています。

(1) 施設・設備に関する施策・補助を設けて下さい。

(2) 市町村に対して、施設に対する施策や支援をはたらきかけてください。

7. 障害児学童保育事業について、その事業の安定、質の向上を図るために県として「障害児学童保育(養護学校児童クラブ)運営基準」を作成して下さい。

8. 教育局特別支援教育課としてもより積極的な関わりを下記の点でお願いします。

(1) 障害児学童保育の意義と活動内容を各養護学校に伝え、協力を呼びかけて下さい。

(2) 当該児童・生徒の健全育成のために、養護学校と障害児学童保育とが日常的に情報交換を行える場をつくれるようにご協力下さい。

(3) 学校内の施設・教室などを学童保育の活動場所として利用できるように、ご協力下さい。

9. 障害児学童保育の事業にとって送迎用車両は、半ば必須の備品です。自動車取得税、自動車税が減免できるように自動車税事務所にはたらきかけて下さい。

■ 「埼玉県子育て応援行動計画=子育てコバトンプラン」の達成のために

同プランには、「次世代育成支援のための新たな財源の確保や施策の提案についても議論していきます」とうたっています。保育所や学童保育等の施設や職員を伴う事業は費用を伴うものです。また、コバトンプランのめざす少子化克服を真に達成しようとするれば、児童にかかる予算を抜本的に増やしていく必要があります。そのために県を上げての努力を進めて下さい。

■ 埼玉県は全国に先駆けて昨年3月、「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。市町村への周知と共に、県自身も「基準」そのものの改善・見直し(フォローアップ)を進めて下さい。

■ 市町村の役割は、「放課後児童健全育成事業...が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努め」(児童福祉法)ることです。

県として市町村に対して、「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」の周知と「運営基準」に沿った改善を進めていくようはたらきかけて下さ

い。

1. すべての市町村が「運営基準」にもとづいて「改善計画」を策定するようはたらきかけて下さい。

2. その「改善計画」にもとづいて、「運営基準活用促進事業」等も活用して、具体的な改善を進めるようにはたらきかけて下さい。

■ 厚生労働省に対して放課後児童健全育成事業を次のように改善するようはたらきかけてください。

1. 学童保育専用の施設(室)の確保と、専任指導員が常時複数・常勤配置できるよう、国として最低の基準と財政措置を明確にして下さい。

2. 現行施策 = 放課後児童健全育成事業を次の点で改善を図って下さい。

(1) 補助の対象箇所数を増やすこと。

(2) 人件費はすべての学童保育で常勤職員で複数分を予算化すること。

(3) 指導員の実践の向上に役立つ研修ができるように研修費補助を増額すること。

3. 「三位一体改革」の動きを受けて厚生労働省は、今年度当初、補助金の仕組みの改善を進めようとしてきました。“頑張っている”自治体を励ます現行の補助金の仕組みを維持するよう県として、国にはたらきかけて下さい。

以上